



対馬歴史民俗資料館報

第 24 号
平成13年 3 月 1 日

編集・発行
長崎県立対馬歴史民俗資料館
対馬厳原町今屋敷
郵便番号 817-0021
電話 (09205) 2-3687
印刷所
長崎市栄町 6-23
(株) 昭和堂印刷
電話 (095) 821-1234

日本の代表選手の活躍はさておき、二十世紀最後のシドニーオリンピックが平和の祭典として開催されました。

開会式では朝鮮民主主義共和国(北朝鮮)と韓国の代表選手が同時入場行進したことは、全世界に南北の雪どけムードを大きくアピールしたところでした。

ところで私は、第二次世界大戦そのものの記憶がない世代であります。幼少の頃、長崎市浦上駅近くの折れ曲がった鉄骨の様子は記憶に残っております。昭和三十年代以後の記憶は、新聞やTV等で得た情報だけを見ても、地球上のどこかで流血を伴う国際紛争や国内紛争が絶えず発生し続けていることです。現在も続いているアラブ諸国とイスラエルの紛争は、千年、二千年単位で「ここは我々の土地である」との主張は、私にとって気の遠くなる思いであります。

我が国の近代歴史書をひもどいてみますと、国際的に平和な時代もあれば、悲しい時代もあっておりますが、特に我が国に最も距離的に近い朝鮮半島との関係も友好の時代もあれば、日本が併合した時代もあっております。「人間とは何か」のテーマの一つに、本来、戦いを好むものか、あるいは優位に立つためにあらゆる手段を取ろうとするものか、二十世紀末になっても、これを解き明かす事象に出会っておりません。
モーゼの十戒の一つに、「汝、人を殺すな

21世紀に 生かしてほしい財産



館長 木下信義

かれ、「キリスト教でも「隣人を愛せよ」とあえて説かれている。更に歴史を週れば、矢じりの刺さった人骨が発掘されております。このような人間の営みの歴史的痕跡を見ますと、哲学者でもない性善説を信じたいごく平凡な私には、性善説を覆すような事実があまりにも多く見えすぎる感じがしてなりません。もちろん私は性善説を信じていきたいと思っておりますが。

さて、近世江戸時代を通して、朝鮮半島と日本の本土との国際関係において、宗家を中心とした対馬藩の役割は注目に値するものであると思います。素人が想像するに、豊臣秀吉が朝鮮半島に多くの兵を送り、これを朝鮮半島の兵が撃退した史実は、その後、両国の人民の感情的格差は大きなものとして残ったはずで

その後、対馬藩は、江戸幕府と朝鮮半島との仲を取り持ち両方の為政者の国際関係を維持しつつ、対馬(宗家)の生きる主体性を保ちながら諸手立てを講じていたであろうと思われま

長崎県立対馬歴史民俗資料館では、県教育委員会の事業として、関西大学の泉澄一教授の研究グループに調査研究を依頼しております。

この研究によって、当時の日朝交流史が更に明確になるとともに、この内容が、専門家のみならず、広く県民に理解されて、二十一世紀の日本と朝鮮半島との平和的国際関係に貢献されることを念じております。

ちなみに、本対馬歴史民俗資料館の平成十二年度の観覧者は一四、六一三名(十二月二十日現在)で前年比三、三四二名の増、内韓国から四、一七九名(全体比二八・六%)となっており、大変喜ばしい状況にあります。

新世紀には、民間レベルの国際交流が更に深まることに期待し、本報二十世紀最後の御あいさつといたします。

宗家文庫史料にみる安政朝鮮通信使 対馬易地聘礼中止の周辺

齋藤 弘 征

はじめに

文化八年（一八一）六月二十七日、金履喬を正使とする三三六名の朝鮮通信使一行は、府中の港を辰の刻に出帆した。空は曇っていた。三月二十九日府中に着いて以来、第一代將軍徳川家齊襲職祝賀や善隣修好のための国書の受け渡し等、数々の公式行事、対馬の人々との文化交流も終り、一行は一路釜山へ向かった。藩庁日誌「毎日記」（御郡奉行所）には、「順待之處、今日順能辰之刻比府内浦出帆」とみえる。だがそれが最後の通信使来聘になることは誰も予測しなかったであろう。この最後となった第一二次朝鮮通信使の武官金相弼は、府中浦を出帆するのに祭

して、「見物する男女老少が林の如くであった。其の中に顔見知りの禁徒倭と伝語倭達が、或は手を挙げて仰いで掛をして、あるいは手を挙げて扇子を振ったりするが、別れを名残り惜しむ意があった」（「東槎録」と記録している。朝鮮通信使は、「鎖国時代」における日朝対等外交上友好のシンボルであったともいえる。第一二次通信使が帰って以来、將軍は四度交替した。とすればその度に通信使が来日して、府中の通りを鉦太鼓を打ち鳴らし、異音のラッパを響かせてはきらびやかな衣装に身を包み、にぎにぎしく行列するはずであった。たしかに將軍交替の都度通信使の来聘は計画された。だが府中浦に、そのための朝鮮通信使の騎船もト船も浮かぶことはな

かった。本館には朝鮮通信使に関する史料も多く収蔵されている。ここでは幻に終わった將軍徳川家定襲職祝賀のための朝鮮通信使について、「家定様通信使記録」と「毎日記」によりその周辺をさぐってみたい。



宗家文庫史料「家定様通信使記録」
(中清書)

一、一二代將軍家慶の死

幕末、海辺が急を告げはじめた頃嘉永六年（一八五三）八月対馬府中の藩庁に、江戸表から一つの報告がもたらされた。報告は、宗家文庫史料（以下「史料」）「奥毎日記」（奥御書札方 嘉永六癸丑年）に記録されている。

八月十九日 雨天

公方様御事去月二十二日

薨御之旨江戸表申来候、依之御國中御斎左之通被仰付候付、夫々可被相觸候 以上

御年寄中

八月

与頭衆中 寺社方共
町奉行中 市中江

御郡奉行中 八郷江

嘉永六年（一八五三）六月二二日、第一二代將軍徳川家慶が亡くなったというのである。江戸から遠く離れた対馬に、情報が届くまで実に二か月が経っている。嘉永六年六月といえ、あのペリー提督率いる艦隊が浦賀に入港した時期である（青天の霹靂ともいべきこの事件は、国家的な危機感を煽り嘉永六年の件の史料にも頻繁に記述がみられる）。泰

人々に知らされる体制がとられた。ではここで薨去した一二代將軍家慶の人生について、頃あたかも幕末激動の国内情勢の確認の意味も含めて概観してみよう。

家慶は一二代將軍家齊の次男として寛政五年（一七九三）に生まれた。母は側室お楽の方（押田氏）。幼名は松平敏次郎。同八年一二月家慶と称する。文化六年（一八〇九）一二月有栖川宮織仁親王の娘楽宮喬子と結婚。天保八年（一八三七）四月二日家齊が隠居して統を継ぎ右大臣に昇進。同年九月征夷大將軍宣下。家慶の性格は温良謹言と評されているが俊敏な人ではなく、周囲からは「そうせい」と陰口された。天保九年と嘉永五年には西丸が炎上、弘化元年（一八四四）には本丸炎上の難に遭った。家慶は四五歳で將軍となつたが、隠居した家齊側近が実権を握り、「西丸御政事」が行われ依然として賄賂、情実の政治が続いた。家齊の死去後老中の中心人物水野忠邦は、天保一二年四月から家齊側近ら数十名を排除し、五月一五日に享保・寛政の改革に復する旨の家慶の上意を發して天保の改革が始まった。儉約令を出し日常生活の全般にわたる奢侈統制、風俗取締の触を頻繁に發し、農民の副業調査・統制、人返し令また諸物価の統制、金銭相場の上引上げ、株仲間廃止、貨幣改鑄の中止など総合的な低物価政策を強行し、

逝去の報は、島の津々浦々全ての

のち嘉永四年に株仲間を改組、再興して幕府による直接的産業統制を図ろうとした。しかし市況の沈滞、金融の梗塞への不満、時として苛酷にわたる厳しい取締りに対する嫌悪が広がり、株仲間解散などは諸藩に従わないものも多く、一年あまりも経つと幕閣内部にも反改革勢力が生まれた。天保一四年(一八四三)に入つて印旛沼開発工事、巨額の御用金賦課を行い、そして江戸・大坂周辺上知令を出す、これには領主・農民ともに反対に動き発令一か月も経たずに撤回し水野忠邦は罷免された。対外関係では、天保八年にアメリカ商船モリソン号砲撃事件が起り、これを批判した渡辺華山、高野長英らを抑え蛮社の獄で弾圧した。しかしアヘン戦争で清国の敗戦が伝わり、同一三年に文政打払令を撤回し薪水給与令を公布して緊急避難措置をとる、他方で江戸湾防備、西洋砲術の採用、さらに鉄砲方の整備強化などを図って軍制改革に踏み切った。弘化元年オランダ国王が親書で開国を勧告したが、幕府はこれを拒否した。ところが、弘化、嘉永年間には仏・英・米の艦船がしばしば来航して通商を求めるようになり、海防はいよいよ急務となった。弘化二年に外交・国防を専管する海岸防備係(海防掛)を新設し、翌三年には対外問題について論書を出してはじめて政治に発言した。嘉永六年六月ペリ

の率いるアメリカ軍艦が浦賀へ来航し、携えてきた国書を受領したがその対策も立たぬ中で、第一二代将軍家慶は死去した。(吉川弘文館「国史大辞典」より)

時代は幕末、新しい時代が風雲急を告げようとする喧騒の情勢下の頃である。将軍薨去の報は島中に知ら



宗家菩提寺万松院
江戸時代は東照権現も祀られていた。



万松院に安置された歴代将軍の位牌
朝鮮通信使、訳官使が来島の折これらの位牌に拝礼した。
正面 左十二代将軍家慶・右十三代将軍家定の位牌

され、与頭衆中宛次のような禁止事項の指示も出された。

- 一 御家中 月代之事
- 一 謡乱舞
- 一 小学校
- 一 普譜方并大工鍛冶樋屋之職 一 狐漁
- 一 市中見世店を閉、騒敷無之様 一 穩便可罷在事

また対馬での法事執り行いについては

- 今般
- 公方様就薨御 於万松院天台浄土両宗二而二夜三日之御事御執行被仰付候付 左之通
- 前征夷大將軍家慶大相国公方様御牌名以酌庵ち

とあり、二八日より法要が営まれている。また法名は「公方様御院号慎徳院様奉唱」(「同」と通知された。

二、徳川家定將軍襲職

將軍薨去という国家的大事は、日朝外交の実務を「家役」とする対馬藩によって朝鮮に報告されることとなる。この対馬藩から派遣されてくる使者名を、朝鮮側では関白告訃差倭、日本側では大訃使という。差倭とは、ある使命を帯びて日本(対馬)から朝鮮へ派遣される使者のことで、將軍家あるいは対馬島主の慶

弔・襲職の報告、通信使派遣要請交渉、護還、俘虜・漂流民の送還などを行う臨時の使いのことをいう。朝鮮に派遣される將軍薨去の大訃使のことが「毎日記」にみえる。

十一月十七日 晴天

以別紙令啓上候本書得御意候通
公方様薨去付而之御使札被差上候付、如先形大訃使被差渡方御届書(中略)取調朝鮮御用御聞御老中阿部伊勢守様江今三日御留守居持参公用人面会差出候処、御届書者御落手被成御伺書者是可被及御沙汰之御事致退去候公方様被遊薨去候段朝鮮国江以使者為告知候様可仕候、此段御届申上候以上

大訃使はこの時既に、

氏江典膳

右大訃参判使申付候

(九月九日「毎日記」)

と発令されていた。「参判使」というのは、文書の宛名が「礼曹参判」であるところから対馬側ではこのように称していた。参判使は朝鮮側でいうところの「大差倭」という使者にあたり、中央政府から接慰官が選ばれて応接にあたるのが慣例であった。

大訃使は発令されたもののいろいろと準備の都合もあったものか、出発には日数を要している。出帆は遅れており、翌嘉永七年(安政元)の

「毎日記」に

四月三日 晴天

大計参判使御一行順待之日限未相極居候ハ、早々乗組順次第出帆仕候様被仰出御退出後、付御月番為之充殿^ニ手紙を以相達と出帆を督促する記述がみえる。そして

四月七日 雨天

氏江典膳

右大計参判使被仰付置去ル二日上船^ニ付

御目見被仰付之處無其儀、今日於御居間

御目見被仰付

御意有之御口祝被成下

御羽織 一 右同人

(中略)

右之通

徳之輔より頂戴被仰付、右同

断相渡候事

但大計参判使御一行今日乗組^ニ相成候事

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

とみえる。出帆は予定より遅れた。

七月下旬に帰着したとみえ、「同史料」の八月朔日の記録に氏江典膳について、「右大計参判使^トして被差渡遣、頃日府着有之今日於御居間御目見被仰付、披露御用人御意有之、引続御口祝被成下退座」とみえる。

告計参判使が派遣されると、朝鮮から大吊参判使が来島することになる。訳官使は朝鮮側では問慰行とい、朝鮮から江戸まで往復した通信使とは違い、將軍や対馬藩主への答札や慶弔の挨拶あるいは外交事務接渉のため対馬府中まで往復した朝鮮の使節である。一行の構成員数は百名内外であるが、その正使(堂上官・問慰官)には朝鮮政庁訳院の訳官が充てられたことから、対馬では訳官使と称した。朝鮮の史料には「本朝有訳院、專掌事大交隣之事」(『通文館志』序)とみえる。対馬への来島は多く、江戸時代だけでも五〇回以上もやってきている。訳官使こそ日朝の善隣外交を支えた主役ともいえる。規模は小さいもの、やはり府中の通りを色彩豊かな服に身を包み、鉦・太鼓・ラッパ等の鳴り物入りできらびやかな行列もした。

さて、慣例に従ってこの訳官使に來島してもらわなければならない。吊礼のための訳官使來島については、八月一九日(嘉永六)付で、「公方様被遊薨御候付、朝鮮国より対州迄以訳官使御吊詞申上候様彼国^ニ可申遣候哉奉伺之」という伺書を、宗対

馬守名で幕府の朝鮮御用御聞御老中阿部伊勢守宛準備している。朝鮮外交事務を「家役」とする対馬藩ならではの気回しの早さであり、それがまた対馬藩の存在性を示す「自己主張」でもある。国元対馬では未だ公方様薨御の法事も終っていない。伺書は十一月十七日阿部伊勢守に提出され「御沙汰」を待つこととなった。翌年四月迄にはその「御沙汰」があったとみえ、四月一日の記事に

戸田頼母

今般

大吊之訳使被召呼候付、迎送裁判可被仰付候哉奉伺之候

右何之通被仰出 御取次 正記とみえる(『毎日記』)

結局大吊訳官使は、安政二年四月二八日佐須奈関所へ渡着、五月四日に府着している。一行は七一名、内訳使二名、上官五名、中官二三名、下官一五名、訳使賄四名、上官の賄二名。五月八日には茶礼式が行われ

謹口上

朝廷被申上候 公方様薨御^ニ付、為吊礼以使札申上候

と弔慰を述べている。府中での諸儀礼を終えた一行は、八月二日釜山へ向け久田浦を出帆した。

薨御した家慶の跡を継いで、第一三代將軍として就いたのは徳川家定であった。

家定は文政七年(一八二四)四月

八日前將軍家慶の四男として生まれた。母は跡部正賢の女美津。幼名は政之助。同八年二月世子となり、同一〇年一二月名を家祥とした。同一二年一月西ノ丸に入り鷹司改熙の女で、同政通の養女有姫と結婚。嘉永六年六月に家慶が病没するに及び跡を継いで、七月本丸に移り十一月二三日將宣下がなされ、名を家定と改めた。

將軍家定の襲職は対馬藩にも届く。「毎日記」(嘉永六年・奥御書札方)に、「式拾五番十一月二三日迄之江戸御左右参来」として

十二月二十六日 雨天
以別紙令啓上候今二十三日
公方様御名

家定様与御改被候段御触達有之候付、右之御字実名^ニ相用候面々^ニ者相改候様三御屋敷中^ニ相触旅役之所々^ニ茂相達越候、右之段可被達御聞候、此段為可申述如斯御座候

この江戸からの御左右書を受けて、藩内では同じ内容の回達文書が年寄中名で出され、与頭衆、町奉行、御奉行所を通じ、対馬全島、津々浦々まで周知徹底するよう指示されている。

新將軍襲職は告計使と同様、当然対馬藩によって朝鮮府へ通知されることになる。この報を届ける対馬からの使者を日本側では、大慶使という。対馬藩の史料では嗣位参判使と

も記され、朝鮮側では関白承襲差倭と称した。大計使同様大差倭（参判使）格であることは当然である。徳川家定が第一三代將軍に就いたことを朝鮮府に伝える副位参判使には、杉村大蔵が、安政元年七月に遣わされた。

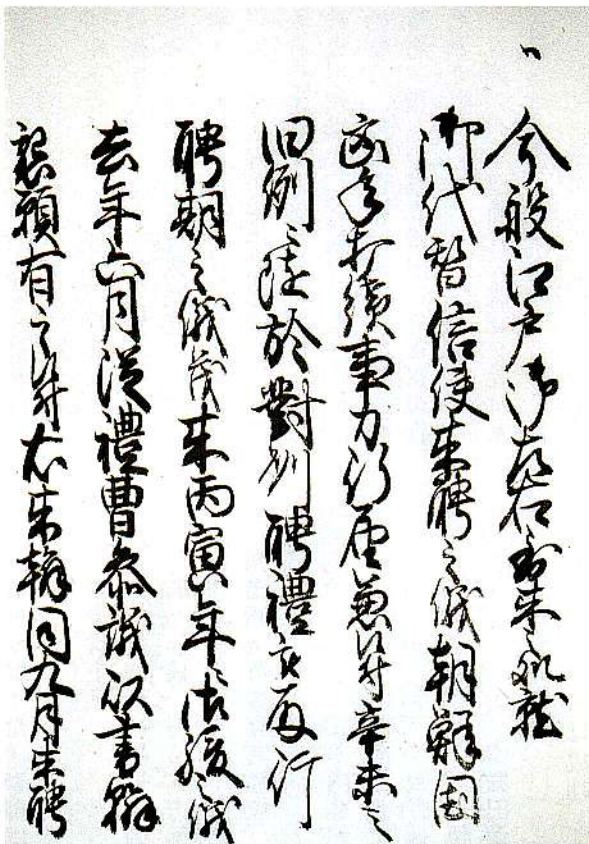
三、通信使の来日は 対馬易地聘礼に決定

第一二代將軍家慶の薨御と、第一三代將軍家定の襲職に関わる一連の「国際儀礼」は安政二年五月吊札詔官使の対馬来府をもって終了する。そしてここで世紀的な大行事を執り行わなければならない。新しい將軍の襲職を祝賀する朝鮮通信使の来聘

をはからなければならぬ。朝鮮外交の実務を知り尽した対馬藩は、慣例に従ってすかさず担当者任命している。「来聘御用掛」として任命されたのは、氏江典膳・蕃建直人・小田郡之輔である。（嘉永六奥書札方「毎日記」）。氏江典膳は大計使も務めており、今回の一連の儀礼担当ということになる。こうして修聘使（朝鮮側では「通信使請来差倭」）が釜山に赴き通信使来聘を要請する。

以来、来聘要請の事務交渉は続き、安政三年になってやっと決定をみる。江戸からの「御左右」が届く。

八月十八日 晴天夜雨天
（前略）当七月二十三日御同所様江佐須伊織御呼出彼国懇願之



江戸よりの御左右参来

通信使の来聘は対馬易地と通知された。（奥御書札「毎日記」安政三年八月十八日）

趣

御届被為在候間
其旨彼国江可被
及御挨拶之御
奉書一通御渡被
成候
一同日御同所様
より就

御代替為御祝
詞朝鮮人来聘
之儀於対州聘

礼被取行来寅年春中可為来聘
旨被仰出候条、其旨彼国江可
被及御達之御奉書一通伊織
御渡被成（「毎日記」）

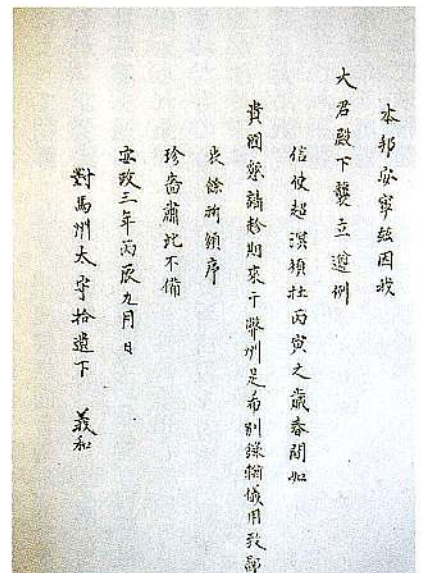
江戸からの御左右が届いて、対馬藩庁は緊張と喜びに包まれる。「一大事」は翌日早朝家中の面々を招集して告げられる。そして檄もとばされる。「毎日記」を続ける。

八月十九日 晴天
今般江戸御左右参来之処

御代替付信使来聘之儀、昨十八日御触達之通於御国聘礼被取行、聘期之儀来丙寅年可為来聘旨被為蒙仰候付、御家中之面々今辰刻出仕之事
右付左之通被仰

今度来聘時節を始於自国御行礼之儀蒙

仰御役儀取大慶且者重大之事候、別而自国聘礼之儀者文化度先規有之儀ながら致拾ケ年相隔、時艱転変之儀多必定諸向手



藩主宗義とより朝鮮礼曹参判に宛てられた対馬易地聘礼通知の書契（写）（安政三年十月二十七日「家定様信使記録」）

入可有之御用辺之大切者素第一令苦念候者即今勝手方必至行支國中疲弊趣

於
公辺者類簡易省弊之御旨御主張被為在候得文化度公私之時勢格別之違有（中略）然時斯御礼を引請前後多途之仕合付、只今より其覚悟不罷在して難叶彼是憂苦無限事候、依之先以国躰立行方嚴重取斗

公義御役々下り込見分有之候共聊不都束之義無之御用筋無滞諸手配順便全備至候様御家老中初諸役々未々一至一致令粉骨、家中之面々者質素穩便を主とし、競而令精勤候、然上我等御役務茂行届一廉之御奉公共相成、他邦江之美目奉対御先祖本懐不辺之事情条皆中忠誠を尽候様懇可相達候

通信使の来聘は対馬での易地聘礼に決った。実施はこれより一〇年後、

文化度の信使以来対馬での聘礼は五年ぶりとなる。さて、江戸からの通報を受けた対馬藩は、祝賀ムードに包まれる。まず、「右御表御左右参来今日就吉辰御祝被御整、殿様御麻上下被為召御書院^五御着座、五献之御祝差上御年寄中被召通、座上之人方恐悦被申上御相伴被仰付、御盃被成下候事」(「毎日記」)と、祝賀が始まり、邸内各所で家臣も家族も全階層、相応の献立繰出しで祝賀が行われた。

対馬での易地聘礼の決定を受けた対馬藩は、ここで策をめぐらす。長年の日朝外交事務掌理の実績を逆手にとった、藩経営のテクニクともいおうか。いま一つの策は易地聘礼にかこつけて参勤を免除してほしいというのである。「則御賢明之通彼国^五懸合方之駈引專要之場重大之御用向御役職^三取大切至極奉存候、先規聘期年迄在国蒙仰来殊此度者格外省略方之懸合第一之儀故、此砌私簡易省弊之御趣意柄此筋方無油断相懸合御誠信之御実意相立候様諸事直々差函仕度奉存候何卒不私事情宜御聞通被下置、当年参勤御用(容)赦被仰付被下候者」と、願い出ている(「毎日記」)安政四年のことであつた。

正月二〇日付で提出された伺書に對して、朝鮮御用御聞來聘御用御懸御老中阿部伊勢守より同月二八日呼出があり、手代清野秀二郎が幕府裁

定の奉書を受取つた。奉書は次のとおりである。

一筆令啓上候
 公方様益御機嫌能成御座候間
 可御心易候 將又其方儀朝鮮人
 來聘之御用付当年不及参府旨被
 仰出候条可被存其趣候 恐々謹
 言

内藤紀伊守
 久世大和守
 牧野備前守
 阿部伊勢守
 堀田備中守

宗対馬守殿
 対馬藩の「計略」は成功した。「御吉左右」を受けた対馬藩国元では、祝儀が行われたことはいままでもない。

易地聘礼の通知を受けて、対馬藩にはいま一つ重大な策があつた。通信使を接待するための支度金である。朝鮮通信使來聘の総務を担当する対馬藩には、その度に幕府からの下賜金が出る。役得とでもいうこの実入りは、対馬藩には重大事であつた。ちなみに文化八年(一八一)の対馬易地聘礼の通信使の場合、計九万両が下付されている。

通信使來聘が決定し対馬藩が最も「期待」したにちがいない下付金は安政四年七月一三日江戸城において老中・大目付・奏者列座の中、牧野備前守より佐須伊織に次のように伝達されている。

朝鮮之信使來聘対州易地の儀兼相達置候趣^五有之候処、取斗方行届御趣意之通相整、彼国より相願其旨御聞届被遊候様相成候段一段之事^二被

思召 就^前者彼国^五往復等費用^五不少義^三可有之候処、猶此上簡易省弊之儀彼方^五掛合同等手数相懸可為難儀^三被思召候付、出格之訳を以金貳万兩被下候旨被仰出候条弥入精無油断可被申付候(「家定様信使記録」)

二万兩を手にすることができた対馬藩は歓喜に包まれる。祝座が設けられ、役々、以酹庵長老へ銀や祝いの物品が贈られ、能や狂言も演じられた。この下付金をもとに、対馬藩は来る丙寅年に向けて準備を進めることになる。あとかれこれ九年後のことである。

四、予期しない結末

將軍の薨御は公式的には、大計参判使(関白告訃差倭)によって朝鮮側へ通報されるのであるが、非公式的に將軍家慶の薨御は対馬藩を通して、倭館出入の訳官に伝えられ果ては漢陽の朝鮮府に報告されたものと思える。將軍薨御から二カ月、日本ではやっと大計使の派遣と大吊訳官使の対馬來島要請を画策している頃である。「毎日記」(嘉永六年・奥書札方)に、「然処彼国之信使來聘延

期懸合同之儀^三付、先般対馬守より御内慮奉伺候処、御差函之御旨御座候^三依其段早速彼国^五申達置候付、今程礼曹より延期懇願之書契此方^五相請取罷在候運^三相成居可申哉就夫是迄右之一段彼国懸合方之駈引^五御座候事故右書契相請取候上者早速御披見^三奉差上^三と、聘礼延期の希望が朝鮮側から早くも出されている。延期懇願の年期は辛酉年、つまり文久元年(一八六一)の年にあたる。

だがまだ日本側は態度を決めかねている。聘期年は流動的である。そのため安政二年五月に來島した大吊訳官使の折、次のように藩内には箝口令が出された。

四月十七日 晴天

今般朝鮮信使來聘之儀、御先格之通被

仰出候得共彼国江者年期之御差

図被 仰出候上被及御告知候御先形^三付、末何等之儀^三不被仰達候、

然者此節訳官渡來中聘事之沙汰相洩候而者御不都合之儀候間

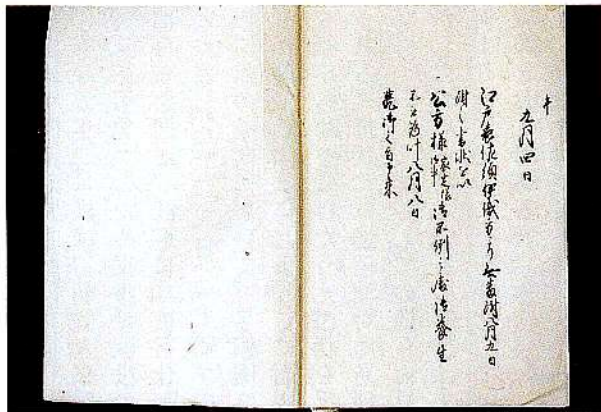
朝鮮人^五對、信使之噂何品^三よらず猥^三致問敷候、自然彼方より

相尋候共不相心得趣可及返答候此旨掛役々者素り輕輩^三至預之筋々不洩様可被相達候 以上

年寄中

四月

与頭衆中



「家定様信使記録」は、この記事をもって唐突に終る。

大目付中
町奉行中
御勘定奉行所
樋口邦衛殿
朝鮮方頭 添役中
〔毎日記〕

そして安政三年八月一日、幕府の決定がなされ、前出の対馬易地聘礼が伝えられた訳である。朝鮮側の聘期延期懇願の背景として当日の記事は、「朝鮮国凶年打統事力行届兼候付」と述べている。また「家定様信使記録」には、「於 御国御事多之折柄彼是御都合有之」「彼国民力疲弊」の文言もみえる。延聘、易地聘礼は両国の事情によるもので、さきの訳官使来島に際して、対馬藩士に出された来聘についての箝口令は、

同様に苦しい日本の国情を、彼らに気づかれないようにするためであったのかもしれない。

今次通信使来聘については、幕府から「簡易省弊」が厳命されていた。朝鮮国よりの「延聘懇願」書契に対する回答と要請を修聘使が持ち渡り、丙寅年対馬易地聘礼が確定された。幕府、対馬藩では、来聘御用掛も陣容が整い、「簡易省略」の来聘を全うするべく準備は開始された。そのような頃、江戸からの報告が届く。

午

九月四日

江戸表佐須伊織方より無番付八月九日付之書状を以
公方様御不例之處御養生
不被為叶八月八日
薨御之旨申来

「家定様信使記録」最後の記事である。それは何の前おれもなくこつ然として記され、以下は余白となつてゐる。あたかも朝鮮通信使の時代が完全に終わったことを暗示しているかのように。安政五戊午年（一八五八）のことである。

五、対馬藩人参への

こだわり

徳川家定の將軍襲職慶賀の朝鮮通信使来聘は、その將軍の逝去によつ

て中止されることになった。文化度通信使来聘のときのように、藩を挙げて準備を進めていたはずの対馬藩にとつて、それは大きな失望であつたかもしれない。通信使易地聘礼がもたらす「副収入」も望めなくなつたからである。文化度の場合、二度にわたつて下賜されたお手当金も、通信使が持参するはずの別幅人参も手に入らないことになる。

高級薬剤として商品価値の高い人参こそ、対馬藩が喉から手が出るほどにほしい朝鮮産品なのである。対馬藩の朝鮮貿易が、別名「人参貿易」と言われるように、人参の国内販売がもたらす収益は、対馬藩の経済を大きく支えたのである。

先代將軍の大計参判使、襲職した新將軍の大慶使へ音物の人参が贈られてゐるが、それを対馬藩は見逃さない。「毎日記」（嘉永六・御郡奉行所）は書き留めてゐる。

大計参判使一行 外向より音物之人参目方百拾七・八匁相達、折柄御備人参数少ニ付、其筋為致見分候処、御服用ニ者難相成候得共御用方可有之、殊品位も相応ニ有之候趣申出候付、大錢百貫文ニ而御買上之儀御勘定所より伺出左之附札を以相達見届候大計使一行 外向方入送之人参目方百拾八匁相達品位相応ニ有之候処、折柄御備人参数少共相手聞候付、申出

唯亮不備
丁巳年三月日

禮曹參議李 維諒

別幅

人参貳加 虎皮壹張
豹皮壹張 白茅布柒正
白綿紬柒正 黒麻布伍正
白木綿貳拾正 花席伍張
四張付油芭貳部 黄毛筆叁拾和

謝参契わ対る安信様
意し書宛の幅で出た。家
合朝鮮宛の人らか「家
地に義和た人らか「家
易地を承りた人らか「家
對馬を述べる二はは三月
意判に添えか藩はに四月
ず馬ははははははははは
使記録」

之通大錢百貫文ニ而御買上、右之代錢於朝鮮御渡被下候間 代官方江も可被申越候

〔参判使音物之儀是迄単参有合無之由ニ品少上参入送ニ付 本文之代価ニ御買被下〕

嗣位参判使一行 外向方音物之人参掛目過上共目方百拾八匁差渡候付、櫃出見分之処品位相応ニ有之、今程上々人参之儀茂御備数少ニ付先般大計使一行之之例を以目方百拾八匁ニ大錢百貫文ニ而御買上被仰付、朝鮮ニ而御渡方取斗度旨御勘定所方伺出候付、申出之通取斗旨以附札相達
十月二十五日 御勘定奉行所

七百グラムにも満たない人参に、対馬藩の目配りは厳しい。

安政五年二月には、朝鮮人來聘に付「御用急」のため案書役仮役の江口喜右衛門が、江戸に「被召仕」とになった。二二日、「上船」の日

棧原館の詰問において、与頭同席のもと藩主義和（よしより）に面謁、委細申含めを受けたうえ添状を手渡される。書状には通信使対馬易地聘礼について、藩としての偽らぬ見解がしたためられている。添状はまず何よりも人参のことを懸念している。次のおりである。

御双方格別簡易之御作法相立候ハ、容易聘礼被行

御隣交誠信之御実意^二相立申候間、簡易省弊之儀を致主張省略廉々取調相伺候様^三追々被仰達置既彼国別幅之内人參減数方之儀^四被

仰出置候付、少^二御省略^三可相成^四相見候儀者取調可被及御伺儀勿論候処、文化度如形御省略筋御取行之末々候得者御兩國間^二取此上際立候御省略可相成^三廉者多分^四無之依^五爰許評議之趣左之通候事

一彼国より之別幅物、享保・延享・宝暦之三例^二文化度較見候得者大体半分^三之減数^四相成居候、其内人參之儀者前々五拾斤充^五候を文化^六者三拾三斤^七相成居候

得者人參^一者前々^二者凡三ヶ壺之減数^三付、此度初段人參減数^四之儀彼国より及懇願格別之事^五も無之候ハ、御聞届可被遊^六之儀被

仰出候御事^二可有之哉、左候候得者今般人參減数^三之儀^四式拾五斤迄之御見込^五可被為在哉^六致心考候事

一左之通候得者其外之品々者御減少之御見込者被為在間鋪哉（後略）

二五斤に減少することを恐れていた別幅物の人参であるが、対馬藩にはそれさえ幻の人参となった。

あとがき

將軍徳川家定祝賀の前に、前將軍家慶の襲職を祝賀する通信使が來聘するはずであった。このとき、幕府は対馬藩へ文化度のとおり対馬での易地聘礼を実行する事務手続を指示。その指示に従って、対馬易地聘礼を丙午年（一八四六・弘化三）に行うことが決定された。ところが折しも

水野忠邦の権勢が強化され、天保の改革の時代背景もあり、対馬易地は大坂易地へと変更された。これは、將軍権力の再強化、朝鮮王朝軽視からの易地ではないことを示す必要もあり、財政上の負担から江戸は無理でも大坂でなら可能ということを決

定されたものとされている。実施年期も二転、三転し、辛酉年（一八六一・文久元）に聘礼は決定されたが、実現しないうちに家慶は逝去。

そして、新將軍家定祝賀の通信使も、実施予定の丙寅年（一八六六・慶応二）の対馬聘地がまた將軍の逝去により実現をみなかった。「家定様信使記録」には、「朝鮮方懇願^一被及候易地延期之兩籙^二とか「聘期御緩方之義を^三仕候」等の記事が頻繁にみられる。朝鮮国困窮の方がより強い印象を受けるが、苦しい時勢であったのは日本も同じである。この頃対外的危機は深く恒常化しており、国内情勢も風雲急を告げていた。記事の中には、「両国格外簡易省弊之儀者兼々相達置候^一ともあり、この趣旨に添った事務を進めていく対馬藩は、御賞賜として鞍と鐙を將軍より拝領し、盛大な祝賀儀式を執り行っている。（毎日記）。だが結局この対馬易地聘礼も行われなかった訳である。

家定の跡を継いだのは、紀州の家茂である。当然対馬藩は、來聘事務を進めることを幕府に願ひ出た。これに対して幕府は、丙寅年（一八六六・慶応二）に実施する交渉を対馬藩に指示したが、朝鮮側は人參の入手が困難なことも含め協議に応じない態度をみせた。このような交渉下、安政六年（一八五九）には、イギリスのアクテオン号が尾崎湾に

來航、文久元年（一八六一）にはロシアのボサドニック号が浅茅湾のうち芋崎を占拠し対馬の海辺もあわただしくなる。文久二年にはフランスが対馬開港を要求する動きも示した。情勢が緊迫してくる中、通信使來聘交渉は続行され、この間対馬藩は幕府より一万五千兩の貸与を受けている。元治元年（一八六四）三月、通信使來聘を丙子年（一八七六・明治九）に対馬易地で実施することが両国で合意された。

しかし、その祝賀を受けるはずの將軍家茂も慶応三年（一八六七）三月に逝去した。そして最後の將軍慶喜の大政奉還により、通信使來聘についての取り決めは全て消滅した。家茂の逝去のあと、慣例に従って対馬藩が通信使來聘のために、手続事務を進めたことはいまでもない。時勢は、文化度以後の朝鮮通信使の來聘を実現させることは許さなかつたのである。そして、日本は、江戸幕府の終えんに、明治維新にひた走っていく。

参考文献

田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」創文社
三宅英利「近世日朝關係史の研究」文獻出版

「国史大辞典」吉川弘文館

松島庄三郎「文化八年の朝鮮通信使」長崎県立対馬歴史民俗資料館報（第一二二号）

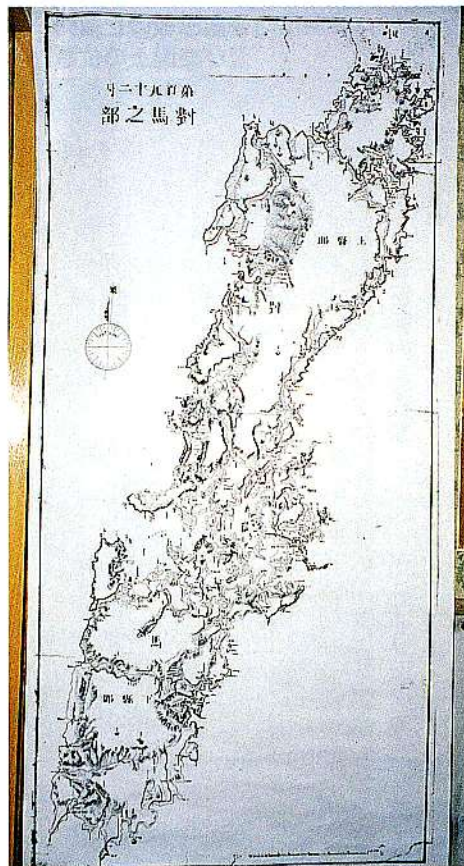
伊能忠敬の対馬測量

中島新吾

はじめに

当資料館に展示してある史料の説明文の中に、「対馬に来島した測量家伊能忠敬は……。」とい

う文が出てくる。また厳原町の資料館に行くと伊能忠敬が作製した対馬地図のコピーが展示してある。私自身、伊能忠敬が対馬の測量に来たという事は何かの雑誌で目にしたことがあり知っていたが、詳しいことは知る由もなかった。



伊能忠敬が作製した対馬地図のコピー
(厳原町資料館展示)



宗家文庫 記録類
測量御用記録五番

幸い、宗家文庫史料の中に、このときの関係史料があることを知り、当時のことについて調べる機会を得ることができた。記録は「測量御用

記録」と標題が附されていて、全部で五冊ある。

本稿では、この記録類をもとにしながら、伊能忠敬の対馬測量について記してみることにする。尚、忠敬は全国測量を始める数年前に、名前を勘解由と改めている。

一 測量隊一行を

迎えるにあたり

伊能勘解由率いる第八次測量隊は文化八年（一八一）十一月二十五日に江戸を出発。九州北部の未測量地並びに屋久島、種子島、壱岐を測量し、対馬へ。

対馬藩は測量隊を迎えるにあたり前段の打ち合わせのため、郡左役の中村郷左衛門を壱岐に派遣する。そして中村郷左衛門から国元（対馬）へ事前準備として次のことが伝えられる。

一村々磯場境を仕分ヶ置候
一宿拵之儀彼地邊ハ御丁寧ニ而湯殿雪隠等新規ニ被相設候趣ニ相見候得バ只今方新規建と申候而ハ迎茂相届不申事故此節御止宿可相成村所宿見分夫積等為仕郷之手を以夫々取斗差引之儀ハ追而申出候様仕度奉存候

要約すると、各村々の海岸線の境界を明確にしておくこと。宿の件に關しては、壱岐の方では測量隊を迎えるにあたり湯殿（風呂）や雪隠（ト

イレ）を新規に建てたようなので対馬の方でもそのようにしたいと思うが、今から藩に届けていたら面白いそうにないので、八郷それぞれの役人に宿見分を任せるといふものである。

また測量隊着船当日及び府内（厳原）通行の折の注意事項について、次のようなことが触れられた。

一着船之当日ならびに府内通行の節々二階又ハ小路々々見物いたし候儀来聘之御厳重被差留置候通尚又堅被差停止候事
一夜中旅宿近邊往来の小者謡小唄但高声ニ呼候儀等堅差留置候条其節之者無怠立廻り可相制事
一御家中町家銘々住居之前通り此節掃除方厳重に相違置候
一近來出市中子供上ケ別而夥敷相見へ候御役人見分も如何二候間府内在留中ハ風上ケ堅被差留候

着船当日及び府内通行の折は、来聘（文化八年の通信使）の時同様見物は禁止する。夜中旅宿近辺で大声を出したりしないように。御家中や町屋など、それぞれ掃除をよくしておくこと。また近頃、府内において子供たちが盛んに凧上げをしているようだが、測量隊の府内在留中は、測量や通行の邪魔になるので堅く禁止するといったものである。

そして先にも触れたが、宿見分の結果（二手に分かれて測量すること

資料① 伊能忠敬の止宿先一覧及び略図上の位置

期 日	止宿先
3/28~4/1	府中(巖原)
4/2	雞知
4/3~4/6	大船越
4/7	久須保
4/8~4/11	鴨居瀬
4/12~4/16	横浦
4/17	志多賀
4/18~4/20	舟志
4/21	比田勝
4/22~4/23	豊
4/24~4/27	鰐浦
4/28	比田勝
4/29~5/1	舟志
5/2	一重
5/3~5/4	志多賀
5/5	曾
5/6~5/9	濃部
5/10~5/11	島山
5/12~5/14	箕形
5/15	雞知
5/16~5/21	府中(巖原)



を想定) 止宿予定の村のリストが次のように挙げられる。

- 根緒 雞知高嶺 大船越 鴨居瀬
- 蘆浦 横浦 曾 佐賀
- 志多賀 一重 琴 舟志
- 比田勝 豊 大浦 佐須奈
- 深山 志多留 伊奈 櫻瀧
- 鹿見 女連 木坂 三根
- 吉田 小綱 佐保 仁位
- 濃部 尾崎 洲藻 今里
- 小茂田 上槻 佐須瀬 豆酸
- 久和 與良内院

会三拾八カ村

尚、伊能忠敬が実際止宿した村は資料①、②の通りである。

二 対馬測量

文化十年(一八一三)三月二十八日府中(巖原)に着いた測量隊(十九名)は、早速その夜星の観測を行う。そして翌二十九日から本格的な測量が始まる。最初の三日間は府中の測量にあてられ、その後は測量隊を東西二手に分け、東組は府中より東海岸を北へ鰐浦まで、西組は府中より東海岸を南下し豆酸から西海岸を北へ鰐浦までその後再び東西に分かれて南下し測量を進めることが確認される。これに従い対馬藩でも測量御用掛を東西二組に編成して、測量隊に対する協力態勢を整える。

(東組) 隊長 伊能勘解由(忠敬) 附廻 中村郷左衛門

(西組) 隊長 坂部貞兵衛 附廻 佐治勝左衛門

以下に測量記録の一端を見てみることにする。

三月廿九日

勘解由殿恵比須崎方立亀野良崎鶴舞崎阿津浦小浦迄測量有之

御船奉行所へ遣候手紙左二記之

以手紙令啓上候測量御用二付

御閑所江小隼一艘被差廻候付

大浦甚五郎へ御向合被及候処

此御役所江御向合有之候様申

進候由最速御役人二も明後日

頃二ハ廻村二相成様子二相見

早々御差廻二相成候而可然御

事哉と存候夫二付佐須奈御閑

所鰐浦在番所へ御送使方方飾

り道具被送候付移入方船頭江

御達置被下度存候此段為可申

述如此御座候以上

御勘定奉行所へ遣候手紙左記之

以手紙令啓上候今日測量方御

取掛二相成候処此方方差出候

縄引ぼんでん持之夫三拾人海

邊測二而岩山ニかけ走セ廻り

二付而ハ第一わらじ巻足二而

ハ不相済既二今日などハ巻人

式足亦ハ三足も跡切候様之儀

二而甚難儀仕候付明日方ハ巻

人二替わらじ之式足斗ヅツも
用意致候様申付置

この日忠敬は、府中の立龜近辺から阿須浦、小浦まで測量。それから御船奉行を通じて佐須奈の関所及び鰐浦の在番所へ、測量への協力をお願いする。また御勘定奉行所に対しては、測量にあたりわらじが一日に一足では済まないようなので、明日より一人に付き替えのわらじを二足づつ用意していただきたいという旨を伝える。

四月朔日 雨天

今日市中測量左之通

札場方大町を登り横町方大手橋を渡り船改番所迄夫方立帰り打廻前方黒門を入御厩橋を出萬松院門前迄夫方立帰り打廻所方宮の前遊月橋を渡り客館迄夫方立帰り宮の前馬場筋を上り大手下方馬場の北追分け迄二而市中の分相濟候事

式内神社式夕八幡宮境内二有之
祇園天神見分有之

萬松院二而休息有之住持罷出挨拶茶多葉粉益出ル

府中之分海邊共ニ測量相濟尤有
明山ニ上り可被申候得共昨今之
天氣故是ハ歸府之上上り可被申
弥明日兩手共ニ上下共に相越候
処被申聞

この日忠敬、府中内を測量。式内社の一つに挙げられている八幡宮に

赴き、その後萬松院で休憩、ここでお茶や煙草などのもてなしを受ける。またこの日府中の測量が済んだので有明山に登りたいという希望を出す

が、あいにくの天気のため、帰国の時に登ることにして、次の測量地へ向かう。

四月四日

曇天

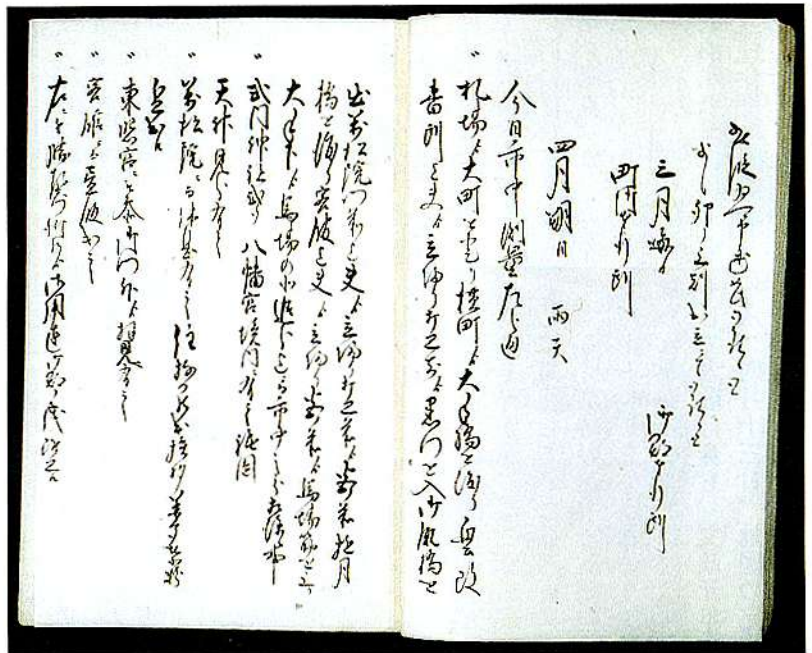
北風二而

外面測量不相成候故大船越方小
船越迄街道筋繩引有之早田左仲
方二而昼飯出候西ノ越手方船二
而申刻比大船越ニ被罷婦

一飯米用米廿俵樽ノ濱迄仰付ニメ
夫方船二而大船越村へ持来ル足
輕嘉兵相附星測量之臺壺ツ是亦
被差下

この日忠敬、北風のため海辺（大船越から小船越にかけて）の測量をあきらめ、街道筋の測量を行い、西ノ越出より船で大船越に帰る。またこの日米二十俵及び星観測のための

臺が樽方浜から船で大船越に届けられる。



測量御用記録 参番
四月朔日付の記録

この日忠敬、鴨居瀬領の赤鳥を測量。そしてその夜鴨居瀬にて、星の観測を行うが、郷左衛門より郷役人や足輕の者へも星の観測を見せていただきたいと願ひ出る。（長崎県下数カ所の木星と衛星の食の観測を行っているが、成功したのはこの日の鴨居瀬のみである）またこの日わらじ二百足府内より届けられる。

四月十八日 晴天南西風

勘解由殿志多賀の濱より一重葦見此濱鶴崎迄

明日二も朝鮮山見渡し相成候ハバ佐須奈へ可罷越之旨被申聞ニ付佐治半兵衛方へ飛脚を以申遣御関所方江茂被申出候様申遣

この日忠敬、志多賀から一重葦見あたりまでの海岸線を測量。またこの日佐須奈の関所に使いを出し、明日天氣がよくて朝鮮の山々が見えるようであれば、そちらに出向いていきたい旨を伝える。

四月廿七日 晴天西風

今朝朝鮮山能見へ候付一統遠見二被上朝鮮山之一々測量有之

辰刻比坂部貞兵衛殿鰐浦着御館門前二而行合いつれも本陣ニ被罷越

勘解由殿遠見方被下後貞兵衛と御用談有之候上

夜二入勘解由殿方江戸江被差越候書状数通壺對ニメ郷左衛門へ

被下渡来月三日之御仕出ニ被差越被下候様被申聞候ニ付小野空衛方へ翌朝飛脚を以差登上ハ書左之通

この日忠敬は、鰐浦において遠見番所に登り、朝鮮の山々を測量。またこの日西組と合流し、坂部貞兵衛と経過報告及び今後の測量について打ち合わせを行い、再び分かれる。夜は江戸にいる娘宛に手紙を書く。

五月五日 晴天西風

佐賀之濱迄舟二而被罷越夫方ざらご通り櫛曾迄亦々渡の濱迄繩引二而曾村止宿

端午御祝儀御目録止宿の上郷左衛門麻上下着持参差出

勘解由殿 又部衛殿 謙次郎 良介

干鯛一折ツツ

善藏 嘉平治 佐右衛門

この日忠敬は佐賀から櫛、曾まで測量し、その日は曾に宿泊。またこの日は端午の節句で、御祝儀としての目録が忠敬一行に差し出される。

五月十一日 晴天

勘解由殿方江高橋作左衛門方大封之書状壱封昨夜半府中小野空衛殿方被差下候付今朝旅宿江持

参勘解由殿江手渡致し候故船中ニ而開封被致先達而作左衛門殿役宅自火ニ而相慎被居候別儀なく御免有之等申来安心之由被申聞

この日忠敬、島山を測量。また府中より江戸の高橋作左衛門景保より書状が届く、内容は先日家が火事にあつたけれども無事であるので安心してくれというものであつた。



浅茅湾周辺

五月十二日 晴天北風

勘解由殿鼠島方昼ヶ浦通り芋崎の南黒瀬境迄

今日浦口ニ而勘解由殿貞兵衛殿對面有之西ノ手ハ吹崎村泊相成この日忠敬、浅茅湾に浮かぶ鼠島から昼ヶ浦、黒瀬境を測量。またこの日西組と出会う。

五月十三日 大雨北東風

昨夜方大雨風ニ付今日ハ測量無之

箕形吹崎方東西共ニ上府之道程日取双方相談相済明日晴レ候得ハ海邊相済明後十五日東ノ手ハ難知西ノ手ハ小茂田泊ニ而上府ニ相成候故小野直衛殿御小郡奉行所へ飛札を以申上

この日はあいにくの悪天候で測量は中止。東西共に府中へ帰るコースと日程を確認、明日晴れば海辺の測量が済む予定なので、明後日東西それぞれのコースで府中へ戻ることを確認する。

こうして測量隊が測量を終え、府中へ戻るのが五月十六日、翌十七日に対馬を発つ予定だったが、天候不順により延期。この間府中測量の時に登ることができなかった有明山に登る。結局五日間足止めを食い、御船奉行兼務を命ぜられた中村郷左衛門の同航により、五月二十二日、次の測量地である五島へ向けて対馬を発つ。

おわりに

伊能忠敬は対馬測量後、五島列島の測量を行うが、ここで忠敬の片腕として同行していた坂部貞兵衛が病死する。測量の途中で信頼の厚かつたパートナーを失うという試練に見舞われながらも測量は続けられる。

そして忠敬自身も、文政元年（一八一八）四月十三日、地図の完成を待たずにこの世を去る。忠敬時に七十

四歳。そして、それから三年後に地図は完成するのである。

対馬において、伊能忠敬の対馬測量について語るとき、必ずと言っていいほど取り上げられる史料がある。それは対馬測量に先立って、老岐で中村郷左衛門が測量隊一行に差し出した対馬の国絵図（冒頭で取り上げた当資料館の展示史料）である。俗に「元禄国絵図」と呼ばれるもので、これが作製されたのが元禄年間、何と伊能忠敬の対馬測量の百年以上も前である。これを見た伊能忠敬は「これはまあ、詳しくかかれた御絵図です」と、その出来栄を高く評価している。さぞこの国絵図は、忠敬の対馬測量にとって大変参考になったことであろう。

註

- (1) 宗家文庫「測量御用記録」式番
- (2) 与良郷、豆酸郷、佐須郷、仁位郷、三根郷、伊奈郷、佐護郷、豊崎郷
- (3) 宗家文庫「測量御用記録」参番
- (4) 師であつた高橋至時の子で、後にシーボルト事件で投獄される。
- (5) 元禄十年（一六九七）に幕府の命により、対馬藩が二方年をかけて作製した対馬の地図

※右の他

入江正利氏の「伊能忠敬長崎県測量」、長郷嘉壽氏の「伊能勘解由の対馬測量」についての概説（対馬歴史民俗資料館報第8号）等を参考にさせていただいた。

府中絵図屏風レプリカが完成

現在文化庁の所有するところとなり、東京国立博物館に収蔵されている「府中絵図屏風」のレプリカが二月下旬に完成した。縦八八・五センチ、横一八二・三センチの紙本着色で六曲一隻仕立ての本絵図は、対馬府中（現厳原）の町並みを、北東の方から鳥瞰し、極めて精密に描写している。

南に位置する府中湊からは、大通りである馬場筋通りが北上し、その奥まったところに対馬藩主宗家の居城である棧原城（館）が見える。第四、五、六扇上部には府中湊が描かれており、停泊中の船、入港している船が描かれている。府中湊を象徴する立亀岩が屹立し、その下方には御番所らしき建物も見える。第五扇の停泊中の船の下には府中湊の防波堤である矢来が見える。矢来跡は、現在厳原大橋とそれに続く道路の下になっっているが、石垣遺構は往時のまま残っており、江戸時代の港の名残を留めている。第六扇下方には、文化八年（一八一）の朝鮮通信使の客館となった国分寺が見える。

馬場筋通りは現在はそのまゝ国道となり、華やかな朝鮮通信使行列や、訳官使行列をほうふつとさせる。棧原城は、櫓のない城として伝えられているが、この絵図により建物の景観、屋敷配置が立体的に理解できる。



第六扇 第五扇
上部に立亀の岩、下部左に朝鮮通信使の客館となった国分寺も見える。

第二扇 第一扇
上方に棧原の館が見える。

馬場筋通りを途中から西へ左折すると、延宝六年（一六七八）まで宗氏の居館であった金石城があり、櫓門、馬場等の施設が描かれている。文化八年第一二次朝鮮通信使対馬易地聘礼の折は、この館が幕府上使小笠原忠固の宿所となったところである。ここをさらに進むと、現在は国指定の史跡となっている宗家墓所鐘碧山万松院がある。金石城の西には小高い山が、第三・四扇の中央部に描かれているが、文禄、慶長の役の折毛利高政が築いたという清水山城である。やはり現在国指定史跡である。第三扇下部、馬場筋通りに面した現在の対馬支庁の辺りには、氏江氏等家老・上級の侍屋敷が描かれている。

絵図にはこのほか、港の西に朝鮮国との文書の作成にあたった以酊庵らしき寺、河口右手には漂民屋らしき建物も見られる。立て込んだ民家群も克明に描かれ、江戸時代ならではの通りの施設もよく理解できる。

微細に描かれた江戸時代の府中の景観を、現在の厳原の町並みと対比しても往時の姿がよく保たれていることに気づく。なお、本レプリカの作製については、厳原町の多大なご理解とご支援をいただいた。同じご援助により、本年度中に「朝鮮通信使行列絵巻」（部分）のレプリカも完成する予定である。ここに厚くお礼を申し上げる次第である。

小川家文書寄贈を受ける

このほど千葉県佐倉市在住の小川久子氏から、対馬藩家臣小川家に伝わる古文書等の史資料のご寄贈をいただいた。幕末に家老を務め、宗家文庫史料「年寄中 諸役」中にも頻繁にその名が見られる小川丹下も、当家の家系である。ご寄贈いただいた史料は御判物、あるいはその写が多く含まれている。また知行地が与良郷吹崎村であったことから、その方の史料も含まれている。主な史料は次のとおりである。

- ・(宗) 義成御判物(門弥并成久遣につき) 小川千代松宛 寛永一九
- ・義成御判物 (又次郎差遣につき) 小川文弥宛
- ・義真「宛行所領之事」(高七〇石蔵前遣につき) 小川又次郎宛 寛文三
- ・義真御判物(高三〇石加増) 小川又次郎宛 寛文一二
- ・義真御判物(高五〇石加増) 小川又次郎宛 延宝六
- ・義真「宛行所領之事」(高二〇〇石) 小川又次郎宛 延宝九
- ・与良郷吹崎村坪付御印判帳写 天和三
- ・与良郷吹崎村坪付帳 天和三
- ・義方御判物「宛行所領之事」(高三〇〇石) 小川伝八宛 元禄七
- ・義暢御判物(高三〇〇石) 小川縫殿介宛 宝曆一二



宗義成御判物

- ・義功御判物(高三〇〇石) 小川縫殿介宛 安永七
 - ・義達御判物(高三五〇石) 小川舎人宛 元治元
 - ・(信使来聘御用掛申付に付仰出) 小川丹下宛 慶応二
- なお、小川家から本館への史料の寄贈については、佐倉市史編纂室の土佐博文氏に負うところが大きい。

古文書解読講座を実施

昭和五十二年本館が開館して以来初めての試みとして、七月六日・七日の二日間、巖原中央公民館を会場にして古文書解読講座を開催した。郷土長崎の歴史に対する認識を深め、古文書解読の基礎的知識の習得を主旨としたもので、教材も初級段階のものとした。講師は、長崎県立長崎図書館郷土課の本馬貞夫係長に務めていただいた。使用した教材は次のとおり。「長崎志統編(続長崎実録大成)」「朝鮮人漂流一件」「対州御国用諸控 永見」「巖原県上銀證書写并勘定書」「柳川家対州家秋月家金員調達書」「巖原県朝鮮産物ヲ以御返済之約定調達證書并勘定書」「外科阿蘭陀人申出候伝習之儀ニ付申上候横文字和解」「和蘭戯芸 式人獵師乳汁売娘」



「講習会風景」

表紙解説

塔の首の首長の装身具

国指定遺跡となっている塔の首遺跡は、一九七一年一人の少年によって発見された。四基の石棺群からなっているが、遺物は弥生時代後期における日本と大陸との盛んな交流の姿を映し出すものであった。朝鮮半島製の銅釧・漢式鏡・北九州製の広形銅矛、朝鮮半島系陶質土器、弥生式土器、管玉等、出土品はまさしく東アジア文明のクロスロードに位置した対馬を雄弁に物語っていた。二号石棺からは、八〇〇箇ほどのガラス玉も出土した。そのガラス玉に光をあてると、二千年近く経った今も、妖しく神秘的に輝く。遺跡を発見したあの少年は、今北朝鮮の空の下にいる。四〇歳になるはずである。遺跡が国指定になったことは知らない。

平成十二年度職員

- 館長(兼) 木下信義
- 総務課長(兼) 藤島正治
- 学芸課長 齋藤弘征
- 学芸員補 中島新吾
- 主事(兼) 馬場俊一
- 研究員 犬束壽晴
- 事務嘱託 栗屋 智
- 梅野安子
- 藤本祐子
- 椎葉徳子